第４章　災害復旧・復興計画

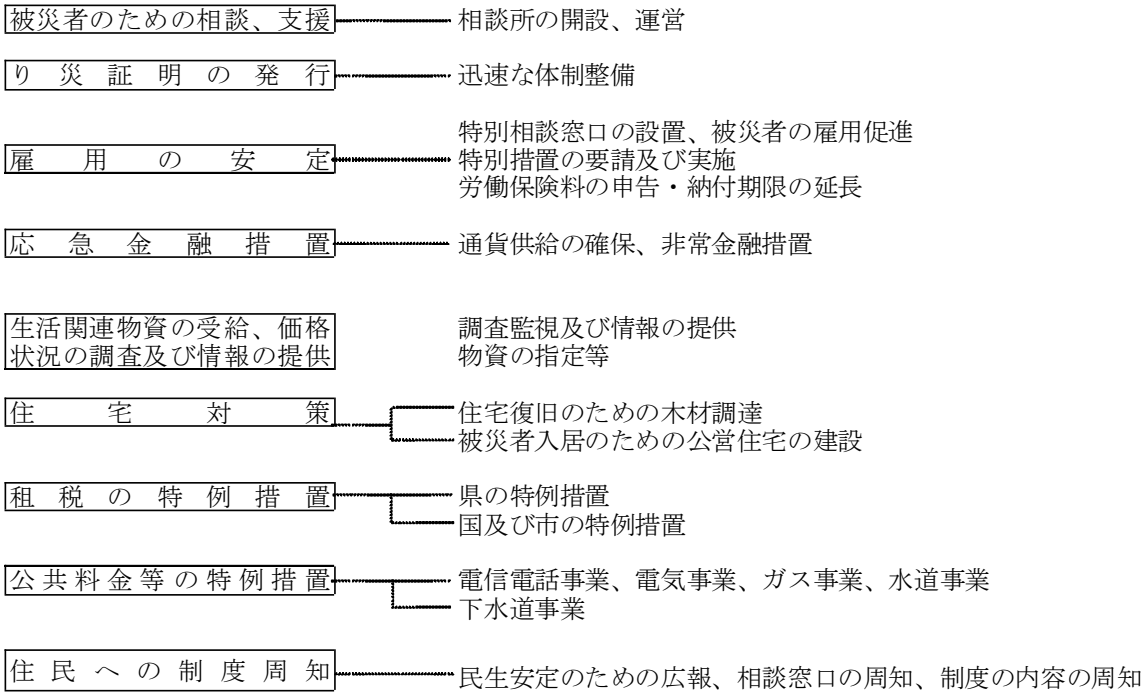
第１節　民生安定化対策

１　計画の方針

○　基本方針

国、県、市及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

２　計画の体系



３　被災者のための相談、支援

国、県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 相談窓口の開設

市及び県は、避難所及び市役所などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要

な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア　市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ　市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ　国、県及び市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技術向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ　市は､「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

国、県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

４　り災証明の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及びり災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し速やかにり災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

５　雇用の安定

(1) 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア　被災者のための特別相談窓口の設置

イ　公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ　近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

ア　被災地を管轄する公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しながら求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ　被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア　雇用保険失業給付の特例支給

(ｱ) 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に来庁できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(ｲ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）第２５条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ　雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部（大企業２／３、中小企業３／４）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ｱ) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合。

(ｲ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合。

(ｳ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合。

ウ　労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

６　応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め､必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し､あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか､金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により､通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお､被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては､状況に応じ

職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ､日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する

イ 資金の貸付

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が、早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じて金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宣を図るため､財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ｱ) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(ｲ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ｳ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(ｴ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。

(ｵ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、次に掲げる金融上の措置を可及的速やかに要請する。

(ｱ) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。

(ｲ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。

(ｳ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込につ

いては、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

7　生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

市及び小千谷商工会議所等は、物資の需要及び供給の状況を常に把握するとともに価格調査、監視活動を行い、被災者の復興の妨げにならないよう、価格水準の維持を指導する。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8　住宅対策

(1) 住宅復旧のための木材調達

市は､市内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請する。必要に応じ県に対して製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

市及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅整備計画書を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市町村を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。 また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

9　保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、市等は、それらの制度の普及促進に努める。

10　租税等の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 市の特例措置

ア　市税等

市は、被災した納税者または特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、地方税法又は小千谷市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じるものとする。

(ｱ) 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出または納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

a　災害が広範囲に渡る場合、市長は適用地域及び延長期日を指定する。

b　その他の場合、納税者等の申請により、その理由の止んだ日から納税義務者については２か月以内、特別徴収義務者については３０日以内において、当該期限を延長する。

(ｲ) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

ただし、市民税を特別徴収の方法によって徴収される納税者はその特別徴収の対象となっている市民税について猶予を受けることはできない。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して２年を超えない範囲内で延長する。

(ｳ) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

(ｴ) 減免等

被災した納税者に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

a　市民税

災害により、死亡、生活保護法による生活扶助の受給者又は障がい者になった場合は、軽減又は免除し、住宅又は家財について損害を受けた場合は、その損害の程度に応じて減免する。

b　固定資産税及び都市計画税

災害により、土地及び家屋が滅失又は損壊した場合、その損害に応じて減免する。

c　軽自動車税

災害により、軽自動車が損害を受けた場合は、減免する。

d　特別土地保有税

災害により、著しく価値を減じた土地は、その損害の程度に応じて減免する。

e　国民健康保険税

災害により家屋等に損害を受けた場合は、その損害の程度に応じて減免する。

f　介護保険料

災害により死亡または障がい者となった場合及び住宅若しくは家財について被害を受けた場合、その者の申請により、損害の程度等に応じて減免する。

イ　保育料

災害により損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する

(2) 国及び県の特例措置

国及び県にあっては、新潟県地域防災計画震災対策編第４章第１節 10「租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置」により、被害者の負担の軽減を図る。

11　その他公共料金等の特例措置

郵政業務、電信電話事業、電気事業、ガス事業、水道事業、下水道事業の公共料金等の関係者は、必要に応じて納期の延伸、減免等により被災者の負担の軽減を図る。

12　住民への制度の周知

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次の広報手段により、周知を図る。

(1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

(2) 広報車、広報紙、チラシ、ホームページ等

第２節　被害認定調査・り災証明書の発行

１　計画の方針

○　基本方針

市は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するため、家屋の被害の程度を判定し、り災証明書を発行する。

り災証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、関係部局と調査内容を調整し迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

(1) 各主体の責務

ア　市民・企業等

り災証明書の目的を理解し、被害認定調査への協力、国・県や市が行う各種支援や減免に係る情報収集を積極的に行い、生活環境の早期再建を心がける。

イ　市

(ｱ) 被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。

(ｲ) 生活再建支援及び義援金等の関係部と調査内容について調整する。

(ｳ) 被災者等への被害認定調査実施の周知を図る。

(ｴ) 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び市が作成した被害認定運用マニュアル等を参考に、被害認定調査を実施する。

(ｵ) 世帯ごとに判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。

(ｶ) り災証明書を発行する。

(ｷ) 市民に対して、各種支援や減免に関する情報提供を行う。

２　業務の内容

発災から１週間以内	被害区域の把握、区域分担地図の作成、被害認定調査実施に向けた準備
発災から１カ月以内	被害認定調査の開始、り災証明書の発行

(1) 被害認定調査準備

ア　腕章、名札等、身分を証明する物品の調達

イ　下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達

ウ　住宅地図、家屋現況図等、現地や家屋を把握するための必要書類の準備

エ　住家被害調査票、り災証明書等、各種様式の準備

(2) 市民への周知

ア　被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する。

イ　建設業協会、建築士会等へのＰＲ（被害認定調査と応急危険度判定の違いを含む。）

(3) 応援体制

ア　市の建築技師への共同調査の依頼（特殊な事例等の場合に依頼）

イ　被害が広範な場合、災害時相互応援協定等を活用した応援職員の要請

(4) 被害認定調査

ア　「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び被害認定運用マニュアル等による被害認定調査の実施

イ　本人立会いによる再調査の実施

(5) 被災台帳の作成

ア　各家屋、所有者ごとの被災台帳(被害状況調書)の作成

イ　被害状況を世帯ごとに整理する。

ウ　被災台帳(被害状況調書)をもとに、り災証明書を発行する。

(6) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、住家以外の場合で証明の必要なときは、り災証明書の摘要欄にその旨の記載をする。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明を発行する。

ア　全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊

イ　流出、床上浸水、床下浸水

ウ　全焼、半焼

(7) り災証明書の発行

り災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとし、市長が発行する。

第３節　融資・貸付その他資金等による支援

１　計画の方針

○　基本方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講じる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

２　融資・貸付その他資金等の概要

区分	資　金　名　等	主な対象者	窓　口	県担当課等
支給	(1)　災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	防災安全課	防災企画課
	(2)　災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者		
	(3)　被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	建設課	
貸付	(4)　災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	福祉課	
	(5)　生活福祉資金 ア　福祉費（災害臨時経費） イ　福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	福祉保健課
	(6)　母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	長岡地域振興局健康福祉(環境)部	子ども家庭課 地域振興局健康福祉(環境)部等
	(7)　住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関	建築住宅課
	(8)　新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	金融機関	
	(9)　天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	経営普及課 林政課 水産課 地域振興局農林振興部
	(10)　日本政策金融公庫資金	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関	
	(11)　中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	金融機関 県信用保証協会	地域産業振興課

３　資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

（令和７年４月１日現在）

種別	対象となる災害（自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額（支給の制限）	問い合わせ窓口
災害弔慰金	1　小千谷市において５世帯以上の住家が滅失した災害 2　新潟県内において５世帯以上の住居の滅失した市町村が３以上ある場合の災害 3　新潟県内において災害救助法第２条に規定する救助が行われた災害 4　災害救助法第２条に規定する救助が行われた市町村を含む県が２以上ある災害 （以上、平成 25 年内閣府告示第 230 号による） 5　新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が１以上ある場合の災害	1　実施主体 小千谷市 （小千谷市災害弔慰金の支給等に関する条例） 2　経費負担 ①対象災害区分が１～４の場合 国１／２ 県１／４ 市１／４ （災害弔慰金の支給等に関する法律） ②対象災害区分が５の場合 県１／２ 市１／２ （新潟県災害弔慰金等に関する要綱）	死亡者の 配偶者 〃　子 〃　父母 〃　孫 〃　祖父母 〃　兄弟姉妹 （※） ※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存在しない場合に限る。	死亡者１人につき主たる生計維持者の場合 ５００万円 それ以外の場合 ２５０万円 支給の制限 1　当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　法律施行令（昭和４８年政令第３７４号）第２条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合	防災安全課

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（令和７年４月１日現在）

種別	対象となる災害（自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額（支給の制限）	問い合わせ窓口
災害	1　小千谷市において５世帯以上の住家が滅失した災害 2　新潟県内において５世帯以上の住居の滅失	1　実施主体 小千谷市 （小千谷市災害弔慰金の支給等に	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者１人につき主たる生計維持者の場合 ２５０万円 それ以外の場合 １２５万円	防災安全課

障害見舞金	した市町村が３以上ある場合の災害 3　新潟県内において災害救助法第２条に規定する救助が行われた災害 4　災害救助法第２条に規定する救助が行われた市町村を含む県が２以上ある災害 （以上、平成 25 年内閣府告示第 230 号による）	関する条例） 2　経費負担 国１／２ 県１／４ 市１／４ （災害弔慰金の支給等に関する法律）		支給の制限 1　当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　法律施行令(昭和４８年政令第３７４号)第２条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合	

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

（令和７年４月１日現在）

種別	①　対象となる災害 (自然災害)	②　制度の対象となる被災世帯 (左欄の自然災害)	支援金の支給額
被災者生活再建支援金	1　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村 2　10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 3　100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 4　１又は２の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口１０万人未満に限る) に係る自然災害 5　１～３の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）に係る自然災害 6　１もしくは２の市町村を含む都道府県又は３の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口１０万人未満に限る)、２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口５万人未満に限る)	1　住宅が「全壊」した世帯 2　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) 5　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住する事が困難な世帯	別表のとおり

（別表）

○　支給額は以下の２つの支援金の合計額となる

（※　世帯人員が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円	－

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	２００万円 (１００万円)	１００万円 (５０万円)	５０万円 (２５万円)

※　支給額下限は、中規模半壊の場合の額

※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で２００(又は１００)万円

(4) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。　（令和７年４月１日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金の貸付	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 １人　220 万円 ２人　430 万円 ３人　620 万円 ４人　730 万円 ５人以上　730 万円に世帯人員が１人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては 1,270 万円とする。	1　災害弔慰金の支給等に関する法律 2　実施主体 小千谷市 （小千谷市災害弔慰金の支給等に関する条例） 3　経費負担 国２／３ 県１／３ 4　対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 世帯主の１か月以上の負傷かつ次のいずれかに該当する場合 1　家財等の損害 ア　家財の１／３以上の損害 150 万円 イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円 ウ　住居の半壊 270 万円 エ　住居の全壊 350 万円 2　世帯主の負傷が無く、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害が無い場合 150 万円 イ　住居の半壊 170 万円 ウ　住居の全壊（エの場合を除く）	1　据置期間 ３年（特別の事情がある場合は５年） 2　償還期間 １０年 （据置期間を含む） 3　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4　貸付利率 年３％以内で市が条例で定める率（据置期間中は無利子） 5　延滞利息 年５％	福祉課

			250 万円 エ　住居全体の滅失若しくは流失 350 万円 3　次のいずれかに該当する事由の１つに該当する場合であって、被災した住居を立て直す等、特別な事情がある場合 ア　１のウの場合 350 万円 イ　２のイの場合 250 万円 ウ　２のウの場合 350 万円		

(5) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（令和７年４月１日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア　生活福祉資金（災害臨時経費）	・低所得世帯 （生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） ・高齢者世帯 （日常生活において介護が必要な 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね 2.5 倍以内） ・障害者世帯 （障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く）上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2　実施主体等 (1)　実施主体 県社会福祉協議会 (2)　窓口 市社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	貸付限度額 150 万円以内	1　据置期間 貸付の日から６ヵ月以内 2　償還期間 ７年以内 3　貸付利率 ・連帯保証人を立てる場合は無利子 ・連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年 1.5% 4　連帯保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることが出来る。

イ　生活福祉資金（住宅改修等経費）	・低所得世帯 （生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） ・高齢者世帯 （日常生活において介護が必要な 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね 2.5 倍以内） ・障害者世帯 （障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く）上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な経費		貸付限度額 250 万円以内	5　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6　申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付　（令和７年４月１日現在）

種別		貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子父子寡婦福祉資金	資金（住宅資金）	1　母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2　被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1　母子父子寡婦福祉法施行令第７条、第３１条の５及び第３６条 2　法施行令通知	貸付限度 ２００万円	1　災害救助法の適用を要しない 2　据置期間　６か月 3　償還期間　７年以内 4　利率（年利） 無利子又は 1.0% (連帯保証人の有無による)

＊その他（特例措置）

No.	項　目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第 19 条、第 31 条の 7、第 38 条、附則第 7 条及び第 8 条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1)　猶予期間　１年以内（１年後もさらに、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる。） (2)　添付書類　市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第 17 条、第 31 条の 7 及び第 38 条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1)　添付書類　市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。

3	母子父子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第８条第31条の６及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から１年以内に貸付けられる場合には、２年をこえない範囲で厚生大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1)　事業開始資金 15,000円以上30,000円未満　６か月 30,000円以上　１年 (2)　事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満　６か月 30,000円以上45,000円未満　１年 45,000円以上　１年６か月	災害救助法の適用を要しない。
4	母子父子寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第32条第３項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。　（令和７年４月１日現在）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等 (1)　建設 罹災住宅の被害　半壊以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700万円 土地取得しない場合 2,700万円	償還期間　35年以内 据置期間　３年間（その分償還期間延長） 利率　1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2)　新築住宅購入 罹災住宅の被害　半壊以上	購入資金 （土地取得資金含む） 3,700万円	償還期間　35年以内 据置期間　３年間（その分償還期間延長） 利率　1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3)　補修 罹災住宅の被害　「り災証明書」交付	補修資金（移転資金、整地資金含む） 1,200万円	償還期間　20年以内 据置期間　１年間 利率　1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

(8) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入れを行う者に低利の上乗せ融資を行う。

［利子補給］

事業主体　　市

利子補給期間　５年間

補助対象　　被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金。
（補給率が 1%を超える場合は、1%が限度）

補助率　　1/2

［貸付金］

貸付対象

住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上受けても、なお資金が不足する者

貸付限度額

建設、購入　800 万円（50 万円以上 10 万円単位）

補修　　400 万円（50 万円以上 10 万円単位）

貸付利率

〔当初 10 年〕 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス１％

〔11 年目以降〕住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(9) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引上げや償還期間の延長を行う。　（令和７年４月１日現在）

資金の種　類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間（措置なし）
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200 万円 激甚災害の場合は 250 万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6 年以内 激甚災害の場合は 4～7 年以内

事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合 2,500 万円 連合会 5,000 万円 激甚災害の場合は 組合 5,000 万円 連合会 7,500 万円	6.5%以内	3 年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(10) 日本政策金融公庫資金

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行う。

（令和７年４月１日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40%～0.80%	25 年以内	10 年以内
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	0.16%～0.20%	25 年以内	10 年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、５割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.40%～0.80%	20 年以内	3 年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設等の復旧	(1)農業を営む者 (2)農協・同連合会((1)への転貸に限定)	0.40%～0.80%	(1)15 年以内	(1)3 年以内
		(2) 被災果樹の改植又は補植			(2)25 年以内	(2)10 年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40%～0.80%	15 年以内	5 年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、５割法人、林業振興法人	0.40%～0.80%	20 年以内(林業経営改善計画に基づくもの 25 年以内)	3 年以内（林業経営改善計画にもとづくもの 7 年以内)

	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、５割法人・団体、林業振興法人	0.40%～0.80%	20 年以内	3 年以内
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	0.40%～0.80%	15 年以内	3 年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、５割法人、漁業を営む者	0.40%～0.80%	20 年以内	3 年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、５割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、５割法人・団体、漁業振興法人	0.40%～0.80%	20 年以内	3 年以内
		〈主務大臣指定施設〉 水産施設の復旧	漁業を営む者	0.40%～0.80%	15 年以内	3 年以内
農林漁業共通	農林漁業ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.40%～0.80%	15 年以内	3 年以内

（申込方法）　農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。
（貸付限度）　原則として８割で、額は各資金によって異なる。
（注）この他、新潟県農林水産業振興資金の融資や一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農林漁業者に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(11) 中小企業融資等

ア　融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講じる。

(ｱ) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。

(ｲ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。

(ｳ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。

(ｴ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸

付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講じる。

(ｵ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ　災害関連融資制度等

(ｱ) 融資制度　（令和７年４月１日現在）

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
県地域産業振興課	（経営支援枠）自然災害要件セーフティネット資金	1　資金使途　運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。） 2　対象企業　県内で１年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。 3　融資限度　3,000 万円（別枠） 4　融資利率年　融資期間３年以内　年 1.15% 融資期間３年超５年以内　年 1.35% 融資期間５年超７年以内　年 1.55% 5　融資期間　7 年以内（うち据置期間 2 年以内） 6　担保 7　保証人　金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 8　信用保証　新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	（取扱金融機関）第四北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、新潟県信用組合、魚沼農協、その他県内各金融機関
小千谷市	地方産業育成資金	1　資金使途　運転資金・設備資金 2　対象企業　中小企業者（市長の定めるところによる。） 3　融資限度　1,000 万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は 1,000 万円を超えることも可） 4　融資利率　保証付き（責任共有対象外）1.70% 保証付き（責任共有対象）　1.90% 保証なし　2.20% 5　融資期間　運転資金５年以内（うち据置期間 6 か月以内） 設備資金 7 年以内（うち据置期間 6 か月以内） (災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可) 6　担保 7　保証人　金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 8　信用保証　市長の定めるところによる。	商工振興課
日本政策金融公庫（国民生活事業）	災害貸付	1　資金使途　設備資金、運営資金 2　対象企業　災害により被害を受けた中小企業者 3　融資限度　それぞれの融資限度額に１災害につき 3,000 万円を加えた額 4　融資利率　それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。） 5　融資期間　それぞれの融資制度の期間以内 6　担保 7　保証人　公庫の定めるところによる	日本政策金融公庫新潟、三条、長岡、高田各支店

日本政策金融公庫（中小企業事業）	災害復旧貸付	1　資金使途　災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2　対象企業　本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3　融資限度　直接貸付　別枠１億 5,000 万円 代理貸付　上記限度の範囲内で別枠 7,500 万円 4　融資利率　基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。） 5　融資期間　運転 10 年以内　設備 15 年以内 （うち据置期間２年以内） 6　担　保 7　保証人　公庫の定めるところによる。	日本政策金融公庫新潟支店
商工組合中央金庫	災害復旧資金	1　資金使途　既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期） 2　対象企業　異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者 3　融資限度　金庫所定の限度内 4　融資利率　金庫所定の金利 5　融資期間　運転資金 10 年以内（うち据置期間３年以内） 設備資金 20 年以内（うち据置期間３年以内） 6　担　保 7　保証人 8　信用保証　金庫の定めるところによる。	商工組合中央金庫新潟支店及び長岡支店

(ｲ) 保証制度

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1　保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合（市町村長の証明を要する。） 2　保証限度額 個人・法人　2 億 8,000 万円 組合　4 億 8,000 万円 3　保証料率 年 0.80％	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
新潟県信用保証協会	セーフティネット保証（４号要件）	1　保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市長の証明を要する。） 2　保証限度額 個人・法人　2 億 8,000 万円 組合　4 億 8,000 万円 3　保証料率 年 0.80％	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店

４　制度の住民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認の上、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認の上、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

ア　市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

（市個別制度の周知及び県等の支援制度）

イ　県災害対策本部が実施するもの

(ｱ) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

(ｲ) 新聞紙面による周知

(ｳ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

ウ　金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

(3) 地域メディアの活用

被災地域に有線放送設備、同時通報無線設備、コミュニティーＦＭ局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得るものとする。

第４節　公共施設等災害復旧対策

１　計画の方針

○　基本方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するため的確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、市に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

２　計画の体系

被害状況調査及び集計	被害状況調査、被害報告、集計
災害復旧事業計画の策定	災害復旧の基本方向を決定
災害査定の推進	災害復旧計画書作成、災害査定の促進
激甚災害指定の促進	激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る助成及び財政援助	助成・財政援助の内容及び担当窓口
住民及び関係団体等に対する情報提供	情報提供の分担及び方法

３　被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

施設管理者は、地震による被害状況を迅速かつ的確に把握し、速やかに所管課（局）に報告するものする。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた所管課（局）は、集計結果を速やかに市災害対策本部に報告する

ものとし、市は、県の所管部局に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

４　災害復旧事業計画の策定

被災施設の管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧事業計画書を作成する。

なお、その被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて関係機関が連携して計画を策定する。なお、災害復旧事業は次のとおりである。

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁
公共土木施設災害復旧事業	河川 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路・上下水道・公園	国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省
農林水産業施設等災害復旧事業	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設 (農業用共同利用施設) (林業用共同利用施設) (漁業用共同利用施設)	農林水産省
文教施設等災害復旧事業	公立学校施設 公立社会教育施設 文化財	文部科学省
厚生施設等災害復旧事業	社会福祉施設等 医療施設等 感染症指定医療機関 廃棄物処理施設	厚生労働省 環境省
都市施設災害復旧事業	都市排水施設 街路施設 公園施設等	国土交通省
公営住宅等災害普及事業	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省
その他の災害復旧事業	工業用水道施設 中小企業共同施設	経済産業省
災害復旧に係る財政支援措置 ・特別交付税に係る業務 ・普通交付税に係る業務 ・地方債に係る業務		総務省

５　災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画をたて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

６　激甚災害指定の促進

市は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

(1) 県は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

(2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(3) 関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

７　災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには、臨時的に多大な経費を必要とすることから、市は助成を受けるため、各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講じる。

(2) 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、市は県から地方財政措置制度に基づく必要な措置を受けることができる。

なお、地方財政措置制度は次のとおりである。

ア　普通交付税

(ｱ) 繰上交付

イ　特別交付税

(ｱ) 災害に係る配分項目

a　現年災（災害復旧）
b　現年災（応急対応）
c　現年災（その他）
d　大火災
e　公共施設火災
f　渇水対策
g　災害応援
h　干害・冷害・ひょう害等
i　営農資金利子補給

j　災害特例債
k　連年災
l　公営企業災害復旧

ウ　地方債制度

(ｱ) 激甚災害以外

a　補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業
b　一般単独災害復旧事業債
c　公営企業等災害復旧事業債
d　火災復旧事業債

(ｲ) 激甚災害（災害による特例債）

a　歳入欠かん債
b　災害対策債
c　小災害債

８　市民及び関係団対等に対する情報提供

市及び県は、市民及び関係団体に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動にかかわる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は所管課（局）からも提供する。

第５節　災害復興対策

１　計画の方針

○　基本方針

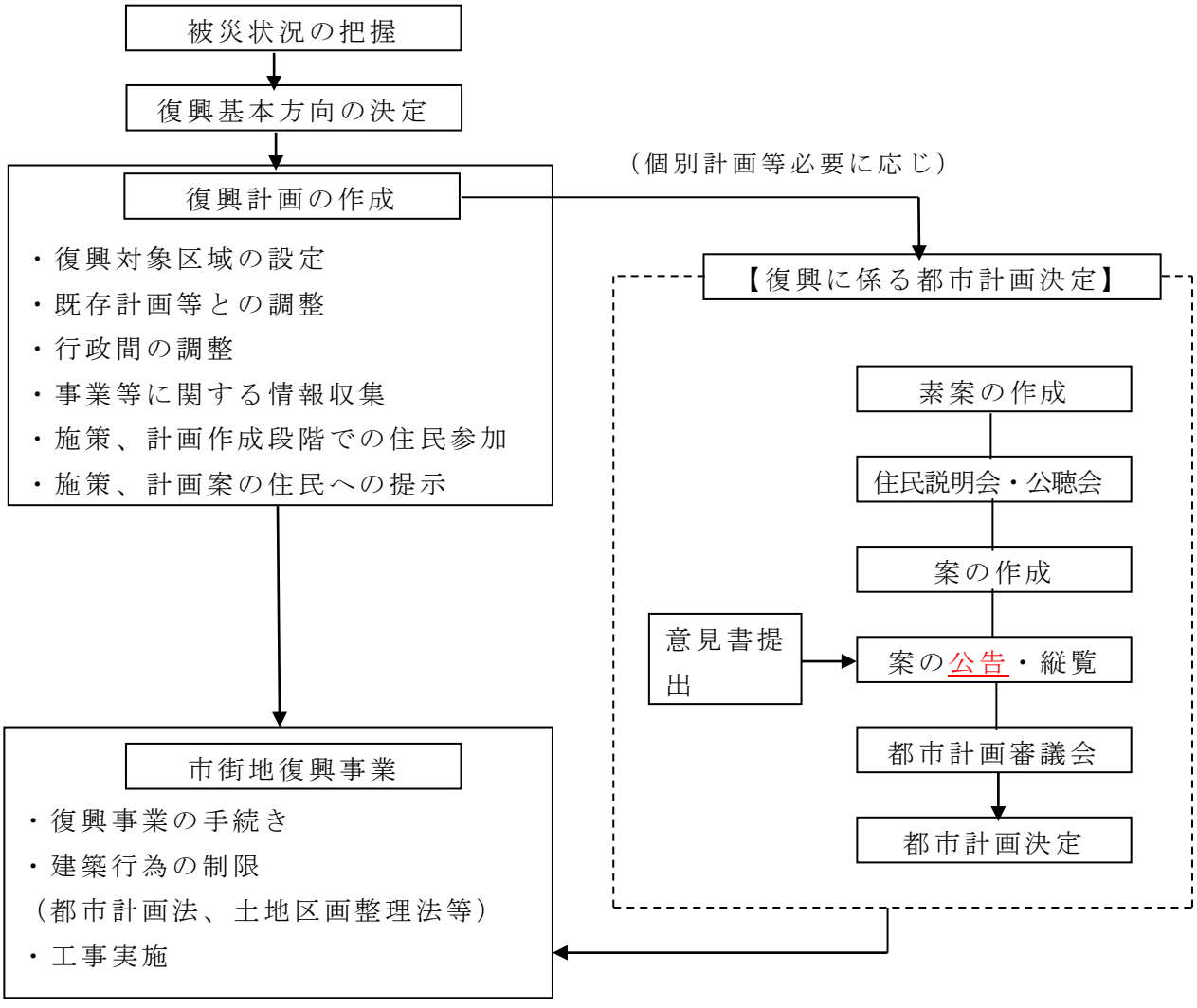
被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

地震により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

また、地震により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

２　復興対策の手順



３　復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

ア　被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ　復興対策の円滑な実施を期すため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ　復興対策の遂行に当たり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。

他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

(2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市及び県間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

復興計画作成に当たり、市及び県は、長期計画等の上位計画や総合計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

４　防災まちづくり

市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず

将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし､将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし､住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活支援の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

市及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリェーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等にも配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施設情報等を、住民に対して提供する。

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。